

物 品 購 入 等 設 計 書

執行年度	市	副市長	部	財政課長	課長	課長補佐	係長	審査	設計者
6	長	長	長	長	長	長	長	長	者

調達番号	銚田市みのわ水鳥公園 警備業務委託								
------	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

納入場所	銚田市箕輪地内								
------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--

物 品 等 概 要	機械警備業務委託 一式	施工期間	令和6年6月1日～令和11年5月31日								
		保証期間	日間								
		起案年月日	令和	年	月	日					
		納入年月日	令和	年	月	日					
		延期,中止	月	日	～	月	日	日間			
		売渡人	住所氏名								

物 品 購 入 等 設 計 書						銚 田 市			
-----------------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--

起 案 理 由	銚田市みのわ水鳥公園の竣工にあたり、火災監視及び盗難事故等の発生を防止するための機械警備業務を委託する。								

費 目	起 案	第 回 変 更	第 回 変 更	増 △減
物品等購入価格		(月額)		
物 品 価 格		(月額)		
消費税及び地方消費税相当額		(月額)		
物品等購入決定額				

変更物品等価格算定基準

変更物品価格 = 変更積算物品価格 × 請負比率

$$\boxed{\text{変更積算物品等購入}} \times \boxed{\text{請 負 比 率}} = \boxed{\text{変更物品価格}}$$

$\frac{\text{物品等購入決定額}}{\text{物品等購入価格}}$

※請負比率は小数点7位を切捨て、6位止めとする。

銚田市みのわ水鳥公園 機械警備業務委託仕様書

本仕様書は、銚田市（以下「甲」という。）が契約の相手方（以下「乙」という。）に委託する警備業務に適用する。

1. 業務名

銚田市みのわ水鳥公園機械警備業務委託

2. 履行場所

銚田市箕輪 1754 番地 銚田市みのわ水鳥公園

管理棟（木造、平屋建、延床面積 29㎡）

観察施設棟（木造、3階建て、延床面積 330.55㎡）

3. 警備対象

管理棟及び観察施設棟

4. 履行期間

令和6年6月1日～令和11年5月31日

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は契約解除できる。

5. 目的

警備業法（昭和47年法律第117号）等に基づき、警備業務対象施設における火災、盗難及び破壊行為等の事故の発生を警戒し、防止することにより、当該施設の保全と安全を確保することを目的とする。

6. 警備体制

警備業法第43条（即応体制の整備）に基づき、発報受信から25分以内に警備員を警備業務対象施設に到着させることができる警備体制が整備されていること。

7. 事故発生時における処置

警報受信機器により、異常事態が発生したことを感知したときは、発信受信から25分以内に警備業務対象施設に機動隊を急行させ、被害の拡大防止にあたること。機動隊は異常事態を確認後、関係機関へ通報、連絡すること。なお、異常事態は各種警報を含むものとする。（自動火災報知設備発報信号等）

異常事態の対処時に、乙はその都度状況報告書を提出する。

8. 警備装置等の設置、取替、変更、撤去及び保守・点検

(1) 設置

① 本業務を行うために使用する通信回線については、甲が所有する一般回線を使用することとし、通信に係る費用は甲が負担する。

ただし、乙の都合により専用回線を設置する場合、設置費用は乙が負担することとし、通信に係る費用については甲が負担するものとする。なお、設置については、甲乙協議のうえ、施工するものとする。

② 警備装置の設置費及び本業務に付随する諸経費は全て乙の負担とする。ただし、警備に必要な機器類の電気使用料については、甲の負担とする。

③ 警備装置の設置の際には、既存の機器に影響がないように留意することとし、影響が生じた場合、乙の負担により速やかに修復を行うものとする。

④ 設置に関する詳細な日程は生活環境課と協議のうえ、決めること。

(2) 取替え

甲は履行開始後、乙の設置した警備装置について、本契約の警備内容に十分対応できないと判断した場合、乙の負担により機器類の全て又は一部を取り替えさせることができる。

(3) 変更

乙の都合により警備装置等の規格等に変更が生じた場合は、速やかに施設管理担当者と協議のうえで、乙の負担により取り替えるものとする。

(4) 撤去

履行期間終了後は、乙が警備装置を撤去して現状に復するものとし、これに要する費用については、乙の負担とする。

(5) 保守・点検

受注者は、設置された警備装置の機能を保全するため、適宜保守・点検を行う。

9. 警備方法

機械警備を主体とした警備とし、その方法は次によること。

- (1) 侵入者等の感知に関する機能を有すること。
- (2) 火災監視を24時間行うこと。
- (3) その他の関連するシステム（受水槽、ガス等）との連携を有すること。

10. 警備責任時間

原則として警備装置を開始（セット時）した時点より警備装置のセットが解除された時点までとする。

11. 業務内容

(1) 基地局において施設内への侵入、破壊行為等不法行為の発生やその他異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。

なお必要に応じて次の業務を行うものとする。

- ① 現場に応じた緊急措置

② 生活環境課職員ならびに施設管理担当者への連絡

③ 基地局への連絡

④ 警察、消防署等への通報

(2) 警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに甲に通報するものとする。

1 2. 守秘義務

乙は、警備業務にあたり知り得た委託者及び当該施設に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

1 3. 報告義務

(1) 異常時の対処時に、乙は、その都度状況結果報告書を甲に提出しなければならない。

(2) 乙は、警備受託施設に設置された警備装置の機能について、常に円滑に運用及び機能発揮できるように、少なくとも年に1回点検を行い、点検の都度その結果を甲に報告しなければならない。

(3) 乙は、業務を完了したときには、甲に次の書類を提出しなければならない。

① 業務完了報告書

② 業務日誌

③ その他、甲が必要と認め、提出を求めた書類

(4) 乙は、個人名特定による警備開始・解除記録、及び異常信号記録を、甲の必要に応じて報告ができること。

1 4. 巡回警備

委託開始日において、止むを得ない事由により、機械警備開始が不可能な場合は、機械警備実施可能日まで巡回警備（日2回）により対応するものとする。

1 5. その他

(1) 乙の管下職員が業務遂行中に被った損害は、それが甲の責めに帰す場合を除き、甲は一切の責任を負わない。

(2) 警備実施上、この仕様書に定めのない事項や補足すべき事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ、取り決めるものとする。

(3) 本業務の警備計画にあたっては、事前に生活環境課と調整のうえ、現地を必ず確認すること。

[広域案内図]

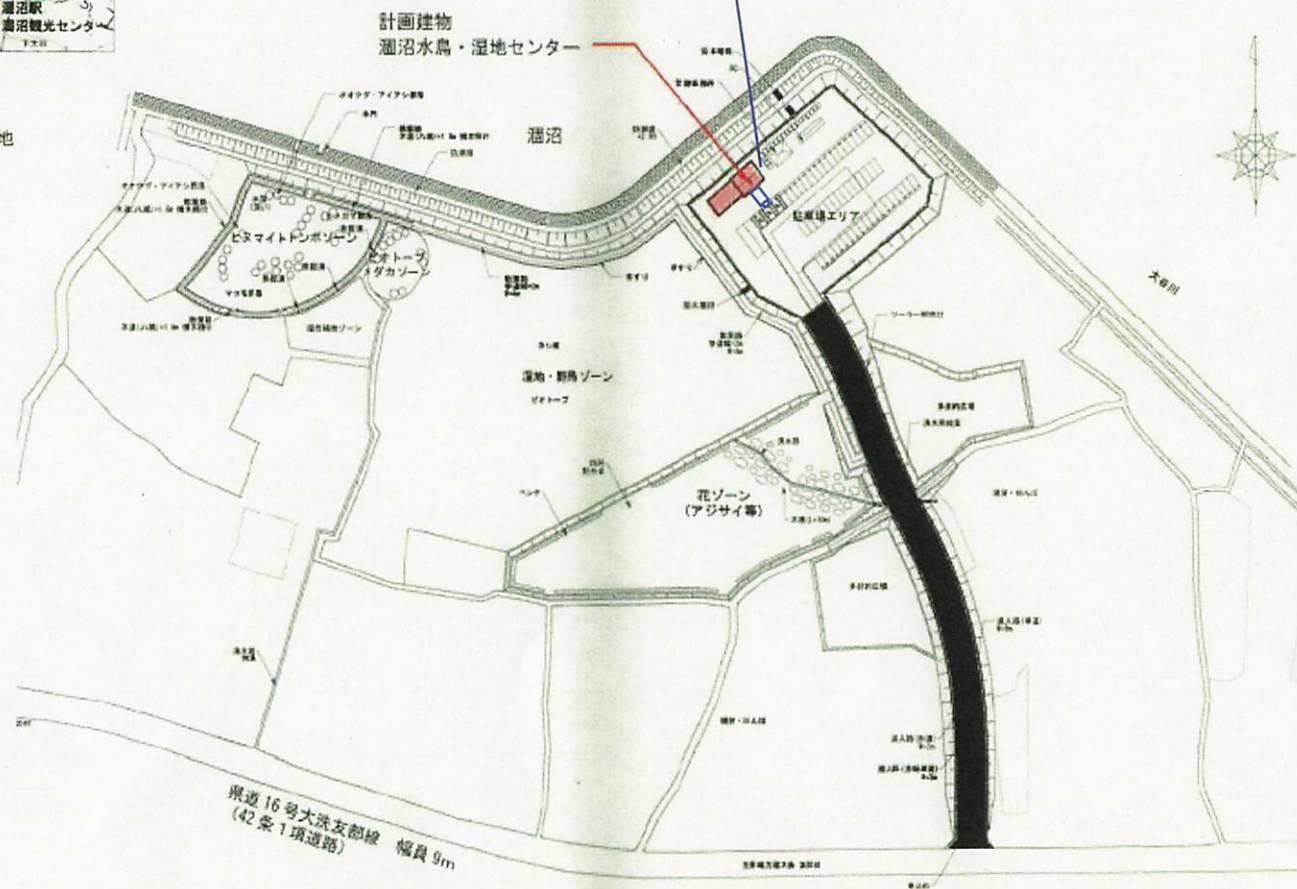


計画地

管理棟から観察棟の距離5m程度

[敷地配置図]

公園整備は銚田市、本整備は駐車場北西側に配置される「水鳥・湿地センター」を対象とする。



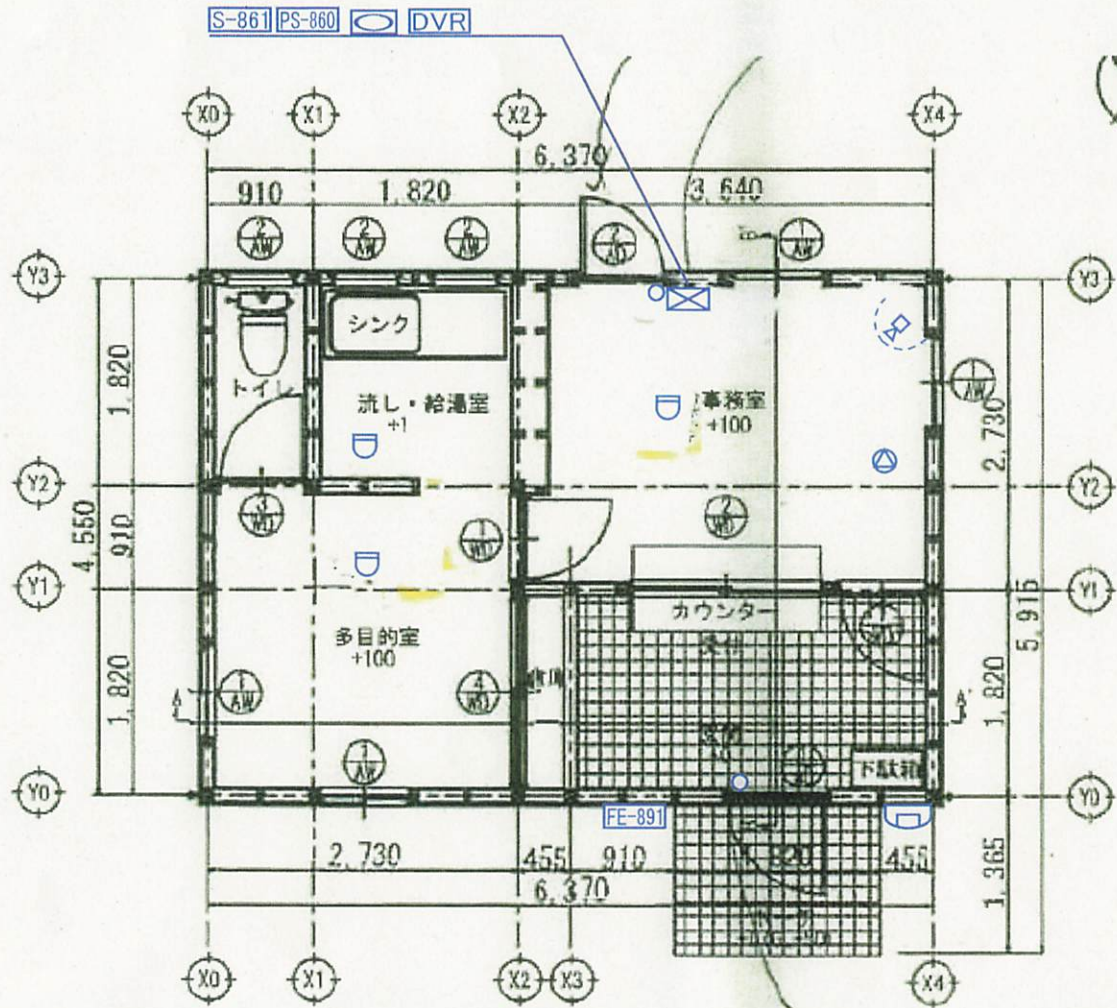
敷地配置図：水沼野鳥公園(仮称)計画図 1/1000 (銚田市提供)

受注契約番号

53-*****

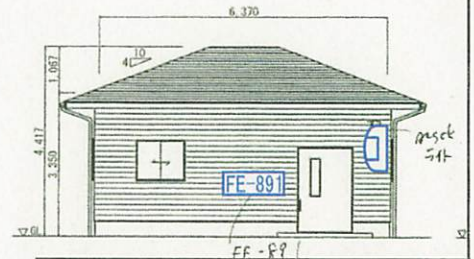


管理棟



管理事務所 平面図 S=1/50

平面図

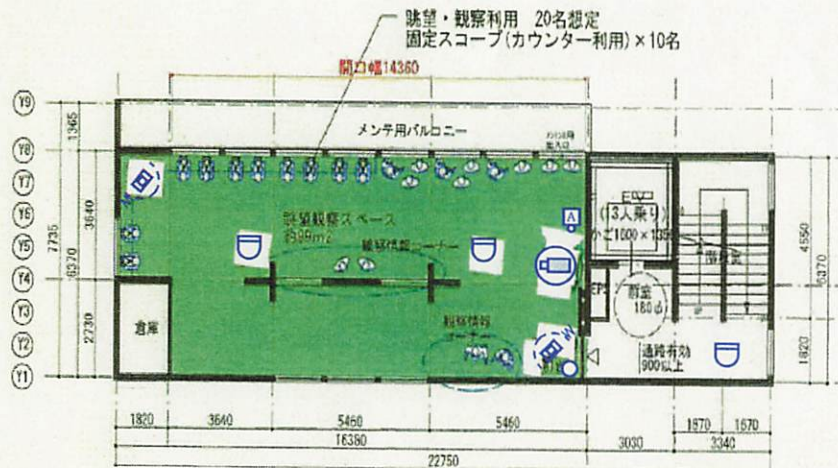


受注契約番号

53-*****

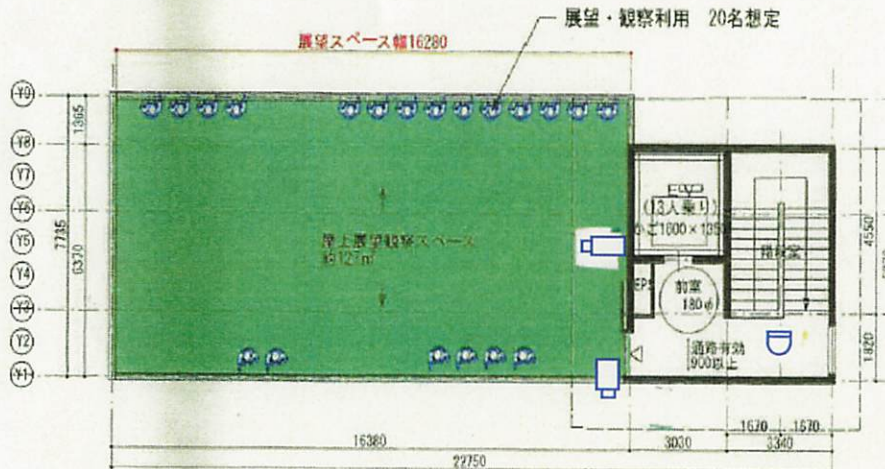


涸沼水鳥・湿地センター(観察棟)



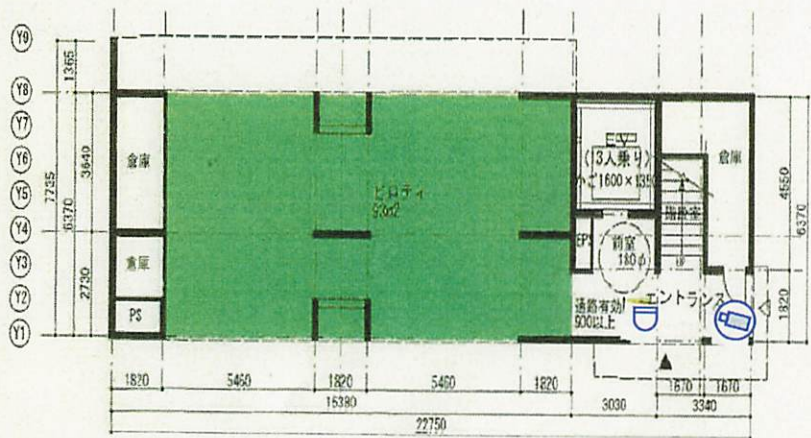
X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9 X10 X11 X12 X13 X14 X15 X16 X17 X18 X19 X20 X21 X22 X23 X24 X25 X26

2F



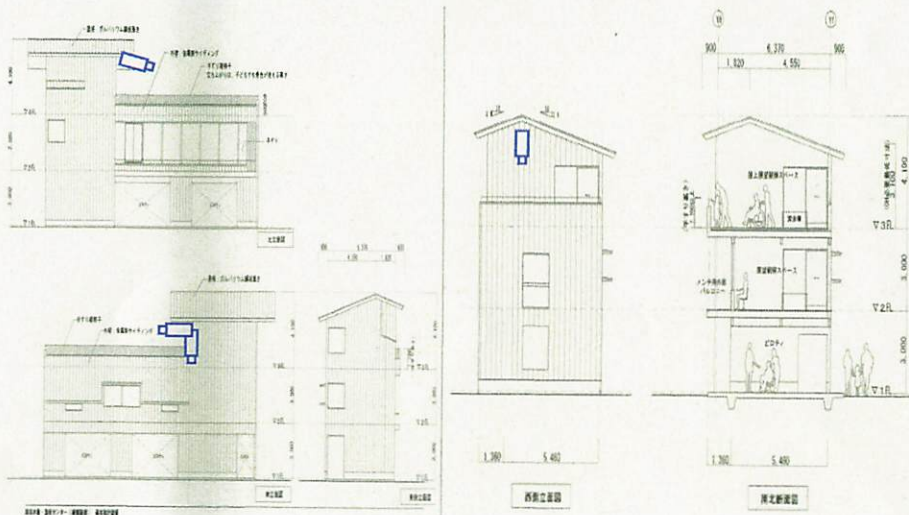
X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9 X10 X11 X12 X13 X14 X15 X16 X17 X18 X19 X20 X21 X22 X23 X24 X25 X26

3F



X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9 X10 X11 X12 X13 X14 X15 X16 X17 X18 X19 X20 X21 X22 X23 X24 X25 X26

1F



平面図